

平成 30 年度 いわきツーリズム魅力発信事業
企画提案公募（プロポーザル）募集要領

1 業務の名称

いわきツーリズム魅力発信業務

2 業務の内容等

(1) 業務の内容等

「平成 30 年度 いわきツーリズム魅力発信業務委託仕様書」のとおり

(2) 履行期間

契約締結の日から平成 31 年 3 月 31 日

(3) 予算上限額

8, 7 0 0, 0 0 0 円（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む）

3 企画提案公募（プロポーザル）手続き等において使用する言語、通過及び単位

(1) 言語 日本語

(2) 通過 日本国通貨

(3) 単位 日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定める単位

4 参加資格

本業務のプロポーザル参加者は、次に掲げる条件を全て満たすもの（複数者の集まるグループも可）とする。

なお、グループの場合は構成者の全員が次の条件を全て満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しない者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項の規定により、競争入札への参加を排除されていない者であること。

(3) 公募開始の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、いわき市の指名停止を受けていない者であること。

(4) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。

(5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある団体ではないこと。

5 応募の流れ

(1) 担当窓口

① 担当窓口：（一社）いわき観光まちづくりビューロー

② 住 所：〒972-8321 いわき市常磐湯本町向田3-1

③ 電 話：0246-44-6545（直通）

④ ファクス：0246-44-6546

⑤ 電子メール：kankoushinkou@iwaki-kankou.or.jp

(2) 実施要領等の配付

① 日時

平成30年4月9日（月）から4月20日（金）

② 配付方法

実施要領等は、（一社）いわき観光まちづくりビューロー公式ホームページに掲載する。

(3) 実施要領等に関する質問の受付

実施要領等に関する質問は、質問票（様式1）により受付ける。

① 受付期間

平成30年4月9日（月）から4月19日（木）午後5時まで（必着）

② 提出方法

(1)の担当窓口にはファクス又は、電子メールで提出すること。

なお、件名を「いわきツーリズム魅力発信業務委託に関する質問」とし、送信後、担当窓口へ電話により着信の確認を行うこと。

③ 回答方法

質問に対する回答は、（一社）いわき観光まちづくりビューロー公式ホームページに掲載する。

ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ通知する。

④ 回答予定日

質問受付期間中、随時行う。

⑤ その他

受付期間以外の質問については、いかなる理由があっても回答しない。

(4) 参加希望書及び企画提案書等の提出

企画提案公募参加者は、参加資格の確認に必要な次の書類を企画提案書及び経費積算表（様式5）と合わせて提出すること。

なお、グループで応募する場合は、構成者全員分を提出すること。

① 提出書類

ア 参加希望書（様式2）

イ 会社概要及び同種のプロモーション実施業務に関する実績表（様式3）

ウ 営業報告書：直前1年分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書）

エ 定款：最新のもの

オ 登記事項証明書：受付日前3ヶ月以内に発行されたものの写し

カ 納税証明書：最新決算年度の確定申告の法人税、法人事業税の納税証明書の写し。本社所在地の官公庁で発行する納税証明書の写し。

キ 企画提案書及び経費積算表（様式5）の提出は各社1案のみとする。

② 参加資格確認及び参加不適格通知

参加資格を確認し、資格を有する参加者の提案のみ審査を行う。

提出された書類に虚偽の記載が判明した場合には、その旨、当該参加者に通知し、その提案の審査は行わない。

③ 提出方法

ア 提出期間 平成30年4月20日（金）午後5時（必着）

イ 提出方法 持参又は、郵送とする。

※ 持参の場合は、4月14日（土）・15日（日）は受付しないものとする。

※ 郵送等の場合は、受付期間内に必着とし、発送後であっても未着の場合は、期間内の提出がなかったものとする。

ウ 提出場所 (1)の担当窓口

エ 提出書類 「プロポーザル参加に係る関係書類の提出要領」による。

オ 提出部数 正本1部、副本15部

カ その他 提出された書類は、再提出の場合を除き、返却しない。

④ 提案書の再提出は、上記アの提出期限内に限り認める。

⑤ 提案を取り下げる場合は、取り下げ願い書（様式4）を提出するものとする。

なお、提案書提出期限後から契約締結までの間に参加資格の条件を満たさなくなった場合にも、同様式を提出するものとする。

⑥ 費用の負担

本提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

(6) 企画提案の無効

次のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

① 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は、第95条（錯誤）に該当する提案

② 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

③ その他、プロポーザルに関する条件に違反した提案

6 受託予定者の選定方法

審査は、（一社）いわき観光まちづくりビューロー職員及び、いわき市職員で構成する「いわきツーリズム魅力発信業務受託予定者選定委員会」（以下、選定委員会）により、次のとおり行う。

(1) 審査会予定日

平成30年4月26日（木）

時間、場所等の詳細については後日通知するものとする。

(2) 審査方法

各提案者から提出された企画提案書をもとに、プレゼンテーション及び、ヒアリングによる審査を行い、総合的な評価が最も高い提案者を受託予定者として選定す

る。

なお、提案者が1者の場合であっても当該審査は実施することとし、審査における最低基準（総評価点の6割）以上の評価点を得た場合は、その提案者を受託予定者として選定する。

また、2(3)の予算上限額を超えた場合には、審査の対象としない。

(3) 審査の観点

- ① 事業目的及び、目標設定の明確性
- ② メディアによる情報発信の企画力
- ③ 造成するツアーの企画力
- ④ 事業効果の検証方法の妥当性
- ⑤ 事業の実施体制及び、運営能力
- ⑥ 所要経費の明確性及び、妥当性

(4) プレゼンテーション

- ① プレゼンテーションは、企画提案書の内容を補足するものとする。
- ② プレゼンテーションへの出席者は、2名以内とし、うち1名は、本業務を担当する予定のプロジェクトリーダーとする。
- ③ 提案者1者当たりの実施時間は30分とし、説明時間を15分程度、ヒアリング時間を15分程度とする。

7 受託予定者の選定結果

- (1) 選定委員会の審査の結果、最も優れた提案として評価した者を、受託予定者として選定する。
- (2) 選定結果は、次のとおり各提案者に通知する。
 - ア 通知日 平成30年4月27日（金）
 - イ 方法 参加希望書に記載されたメールアドレスに電子メールで通知する。
（追って、書面でも通知する）

8 契約

選定委員会の審査の結果、最も優れた提案として評価した受託予定者と提出された提案書を参考に協議を行い、協議が整った場合に、2(3)で定めた予算の範囲内で、契約を締結する。この協議の際、提出された提案書の内容等について一部変更する場合がある。

また、受託予定者と協議が整わない場合にあつては、次点の提案として評価した者と協議の上、契約を締結する場合がある。

9 公正なプロポーザルの確保

- (1) プロポーザル参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) プロポーザル参加者は、競争を制限する目的で、他のプロポーザル参加者と参加

意思及び提案内容について、いかなる相談も行っていないとせず、独自に提案書等を作成しなければならない。

- (3) プロポーザル参加者が連合し又は、不穏な行動等をなす場合において、プロポーザルを公正に執行できないと認められるときは、当該プロポーザル参加者をプロポーザルに参加させず又は、プロポーザルの執行を延期し、もしくは取りやめることがある。

10 その他

- (1) プロポーザルに関し、提出された参加希望書及び提案書等は、受託予定者の選定以外の目的で使用しない。
- (2) プロポーザルに関し、(一社)いわき観光まちづくりビューローから受領又は、閲覧した資料等は、(一社)いわき観光まちづくりビューローの了解なく公表又は、使用してはならない。
- (3) 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、プロポーザル参加者が負う。